

広域的景観形成の取組み

- 景観法の活用など、規制・誘導手法の効果的な活用による景観形成を推進します。
- 景観の骨格づくりと景域特性を活かした景観づくりとを有機的に連携させます。

◆水の骨格づくり、緑の骨格づくり

- ・岡山の三大河川（旭川、吉井川、笠ヶ瀬川）などにおける親水性のある水辺空間の整備や、周辺4山・近郊5山などの緑地の保全により景観の骨格を形成します。

◆都心における街並み景観づくり

- ・都心の主要街路沿いにおける建築物や屋外広告物、緑化などの規制誘導により、都心軸にふさわしい風格と統一感のある景観を形成します。

◆後楽園の背景保全

- ・後楽園内からの借景・近景の眺望景観を保全し、中景・遠景の良好な眺望景観を形成します。

◆都市活動軸における街路景観づくり

- ・幹線道路沿道における建築物や屋外広告物の規制誘導、街路樹整備などの緑化により、景観の骨格を形成します。

◆大規模行為の規制誘導

- ・周辺の景観に大きな影響を与える一定規模以上の建築、開発などの行為について、「原風景」を活かし、地域の特性に調和した景観を創出するよう規制誘導を行います。

(2) 地域的景観形成の方針と取組み

景観資源を活かした景観まちづくり

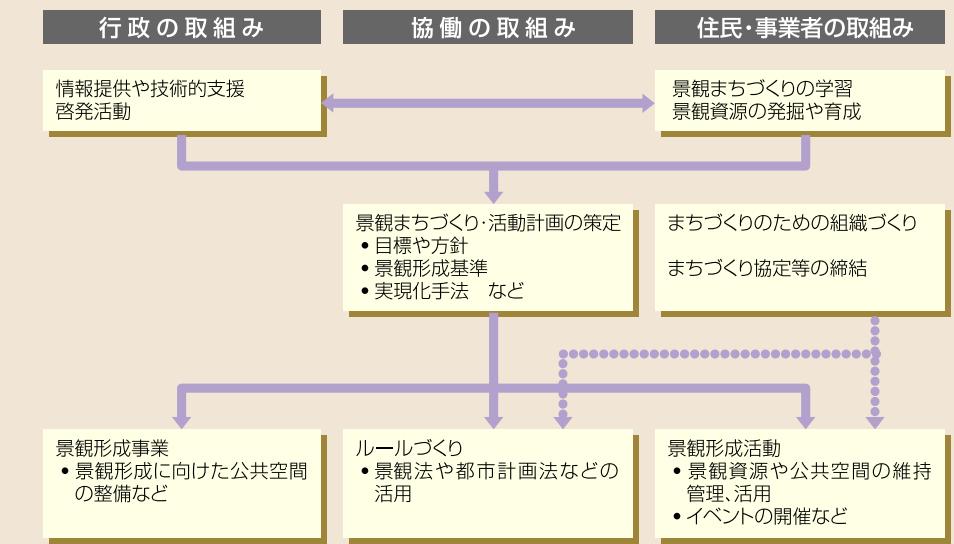
地域的景観は、目標とする「おかやまの原風景を活かした景観の創生」を地域レベルから目指すもので、地域コミュニティにおいて取組む景観まちづくりによって実現されるものです。

このため、景観づくりの担い手である住民・事業者が、それぞれの地域に存在している景観資源を掘り起こし、みがき育て、地域全体の景観的な価値を高めることにより、市民がいきいきと暮らせる生活空間を形成することを目指します。

地域的景観形成の取組み

- 地域の住民・事業者による学習活動や景観まちづくりを支援します。
- 住民・事業者による景観形成活動、景観形成に向けた公共空間整備、ルールづくりなど、適切な役割分担と協働により景観まちづくりの実現化を図ります。

◆市民協働による地域的景観形成の取組み



◆モデル地区における先導的な取組み

- ①庭瀬・撫川地区、②西大寺観音院周辺地区、③出石町地区の3地区においては、平成16年、地元住民によるまちづくり協議会を設立し、まちづくり協定の締結や、街なみ環境整備事業の活用により地域の歴史的資源を活かした景観まちづくりを進めています。